

ヒアリング時コメント回答

5月28日のヒアリング時のコメントに対して以下のとおり回答する。

<コメント内容>

使用済燃料貯蔵施設 圧縮空気供給設備の冷却系である冷却水系統を設工認対象外としている理由を整理すること。

<冷却水系統を設工認対象外とする考え>

圧縮空気供給設備を冷却する冷却水系統は、搬送台車に圧縮空気を供給する圧縮空気供給設備を冷却する系統である。

冷却水系統が停止し、圧縮空気供給設備が停止する場合、金属キャスクを搬送する搬送台車への圧縮空気の供給がなくなる。

この場合においても金属キャスクが転倒、衝突することなく搬送台車は安全に着床するため、金属キャスクの基本的安全機能には影響を与えるものではない。

このことから、圧縮空気供給設備の冷却水系統は基本的安全機能に影響しない設備であるため設工認対象外の設備と考えている。

なお、技術基準規則 第15条には、以下の要求があるが、上記理由から冷却系統が停止しても金属キャスク搬送中の金属キャスク、搬送台車の安全は確保できる。

<参考 技術基準規則>

(搬送設備及び受入設備)

第十五条 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れのために使用する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

- 一 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れを行う設備は、当該金属キャスクを安全に取り扱う能力を有するものであること。
- 二 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れをするための動力の供給が停止した場合に、当該金属キャスクを安全に保持しているものであること。